

健康保険制度の一部改正について

標準報酬月額の上限・標準賞与額の年度累計額の引上げ

平成28年4月

保険料などの計算の基になる標準報酬月額の上限が、現在の121万円(47等級)に、上位3等級が追加され、139万円(50等級)に引き上げられます。

また、標準賞与額の年間累計の上限も、540万円から573万円に引き上げられます。

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
48	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
49	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
50	1,390,000円	1,355,000円以上

3等級追加

傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

平成28年4月

傷病手当金・出産手当金の給付の基礎となる標準報酬の算定方法が変わります。

現 行
休職日の属する月の標準報酬月額



平成28年4月～
支給を始める日の属する月以前、直近12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額

入院時食事療養費の見直し

平成28年4月

入院時の食事代の自己負担額が、平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げられます。

	現行	平成28年度	平成30年度
一般所得	260円	360円	460円

「紹介状」なしで大病院を受診する場合等の定額負担導入

平成28年4月

紹介状なしで大病院を受診する場合、定額負担が義務化されます。

現 行
紹介状なしで、200床以上の病院を受診した場合 各病院が設定した特別料金を支払う



平成28年4月～
紹介状なしで、特定機能病院及び500床以上の病院を受診した場合、原則として定額負担が求められることになります。

※特定機能病院：高度先進医療の研究・治療・医師の研修にあたる病院
※定額負担：初診時又は再診時において5,000円～10,000円程度検討中

後期高齢者支援金の総報酬割の段階的拡大

平成27年度～29年度

後期高齢者支援金とは、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度に、健康保険組合など現役世代が拠出する支援金ですが、その負担方法が段階的に変更になります。

平成26年度までは、1/3を総報酬割（被保険者の報酬を基に計算）、2/3を加入割（被保険者・被扶養者の人数を基に計算）としていましたが、能力に応じた負担とするため、段階的に総報酬割に拡大されます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1/2報酬割	2/3報酬割	全面報酬割

これにより、多くの健康保険組合では、拠出が増え、負担が重たくなります。

兄弟の被扶養認定における要件変更

平成28年10月～

兄弟を被扶養者と認定する要件として、被保険者が兄弟の生計を維持していること、同居していることが必要でしたが、平成28年10月から、兄弟に対する同居要件がなくなります。

現 行	平成28年10月～
（兄弟の扶養要件） ・主として被扶養者に生計を維持されていること ・被保険者と同一世帯に属していること	（兄弟の扶養要件） ・主として被扶養者に生計を維持されていること

※「同一世帯に属していること」とは、被保険者と住居及び家計を共同することです。

短時間労働者の社会保険の適用拡大

平成28年10月～

厚生年金保険法等の改正により、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用基準が緩和され、短時間労働者にも社会保険の適用が拡大されます。

改正前

労働時間・労働日数が正社員の3/4以上

改正後

①501人以上の企業に勤めていること
②1週間の所定労働時間が20時間以上あること
③月額賃金が88,000円以上（年収106万円）以上であること
④勤務期間が1年以上見込まれること
⑤学生でないこと

※健康保険・厚生年金保険の被保険者となるかは、実態的・常用的の使用関係にあるかどうか総合的に勘案して判断されます。